

資料 2

配偶者暴力防止法の 概要及び改正の経緯

内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）の概要 （平成13年法律第31号）

法の目的(前文)

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ること等を目的とする。

配偶者暴力相談支援センター(第3条)

- ・ 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- ・ 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
※一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たすものに委託して行うものとする。
 - 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）の概要 （平成13年法律第31号）

婦人保護施設における保護（第5条）

都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

配偶者からの暴力の発見者による通報等（第6条）

- ・ 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- ・ 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。

警察官による被害の防止（第8条）

警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）の概要 （平成13年法律第31号）

被害者の保護のための関係機関の連携協力（第9条）

配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

保護命令（第10条）

被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。）を受けた者に限る。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。

※「各号に掲げる事項」とは、接近禁止命令や退去命令

保護命令違反（第29条）

保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

配偶者暴力防止法における「配偶者」の定義

DV法施行
平成13年
10月13日～

- 法律婚の相手方
- 事実婚の相手方

第1次改正
平成16年
12月2日～

- **元**法律婚の相手方
- **元**事実婚の相手方

第3次改正
平成26年
1月3日～

- 生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活をしていないものを除く。）
- **元**生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活をしていなかったものを除く。）

法第1条第3項で
定義を規定

(法第28条の2の
規定により準用)

ただし、離婚後や同棲解消後に始まった暴力であれば、
「配偶者からの暴力」とはみなさない

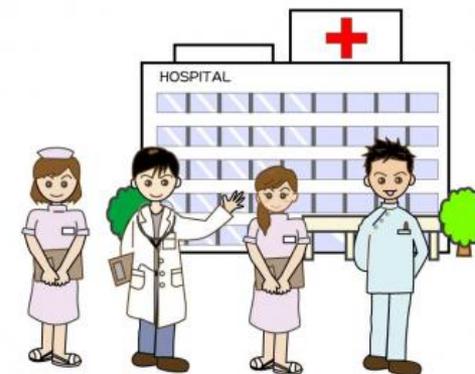
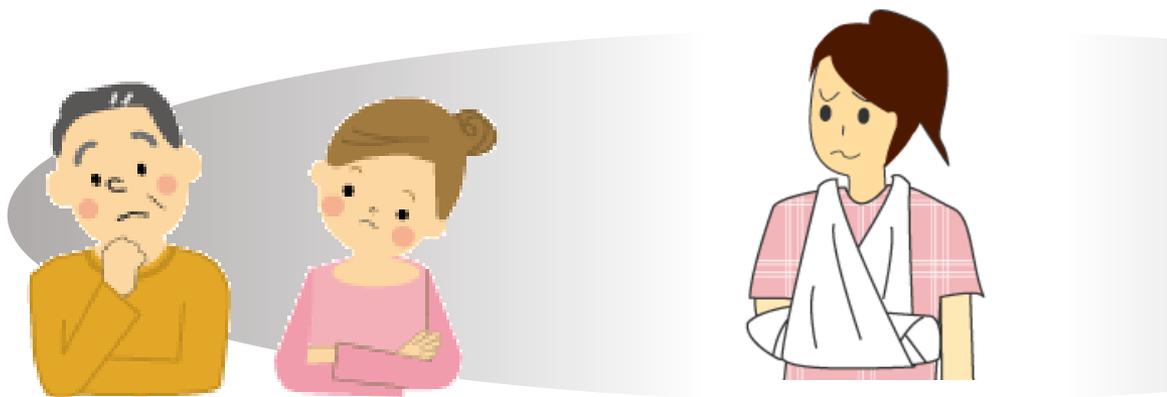
配偶者暴力防止法における保護命令等の対象となる 暴力の定義

- ☞ 裁判所による保護命令の対象は、
配偶者からの「**身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫**」
を受けた者に限る
- ☞ 通報の対象となる配偶者からの暴力の形態は、「**身体に
対する暴力**」に限る

なお、配偶者暴力防止法における暴力の定義（全般）については、

- 身体に対する暴力（殴る、叩く、蹴るなど）だけでなく、
- 身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動
⇒精神的暴力、性的暴力も含まれる（第1次改正で追加）

配偶者暴力防止法における「通報」について



配偶者からの暴力を受けている人を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に**通報**するよう努めなければならない。

配偶者暴力相談支援センター



医師その他の医療関係者が配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、配偶者暴力相談支援センター、警察官に**通報**することができる。この場合、被害者本人の意思を尊重するよう努めるものとする。

配偶者暴力防止法における「保護」について

配偶者から逃れたい・・・

緊急時における安全の確保

婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターにおいて、緊急の保護を求めて来所した被害者の安全の確保と一体的に行うもの（「一時保護」が行われる婦人相談所までの同行支援を行うことも含む。）。

※ センターが設置されていない場合であっても、・・・積極的に実施されることが望ましい（基本方針第2 6 (1)）。

一時保護

婦人相談所（要保護女子を一時保護する施設を有する）が自ら行い、又は、厚生労働大臣が定める基準を満たす民間シェルター、母子生活支援施設（母子の保護、自立促進のための生活支援施設）等に委託して行う。

保護

都道府県は、婦人保護施設（要保護女子を收容保護するための施設）において被害者の保護を行うことができる。

配偶者暴力防止法における「保護命令」について

配偶者からの身体に対する暴力を受けている被害者が更なる身体に対する暴力により、又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対し、保護命令を出します。

被害者への接近禁止命令

配偶者が被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

期間は6か月間です。

退去命令

配偶者に、被害者と共に住む住居から退去することを命じるものです。

期間は2か月間です。

被害者の子又は親族等への接近禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の子又は親族等^(※1)の身辺につきまったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

期間は6か月間です。^(※2)

※1 対象は、

- ① 被害者と同居する被害者の未成年の子ども
- ② 被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（①以外の配偶者の子も含む。）

※2 被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

電話等禁止命令

被害者本人への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者に対する面会の要求、監視の告知、乱暴な言動、無言電話・緊急時以外の連続する電話・FAX・メール送信、緊急時以外の夜間の電話・FAX・メール送信、汚物等の送付、名誉を害する告知、性的羞恥心の侵害のすべての行為^(※1)を禁止する命令です。

期間は6か月間です。^(※2)

※1 対象は被害者本人のみです。

※2 被害者本人への接近禁止命令が発令されている間に限ります。

配偶者暴力防止法における「相談」等について

配偶者暴力相談支援センター

【全国300か所（うち、市区町村設置127か所）】（令和3年4月1日現在）

都道府県や市区町村の様々な施設が、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。

	全国		
	都道府県設置	市区町村設置	
総数	300	173	127
婦人相談所	50	50	0
男女共同参画センター・女性センター等	50	16	34
福祉事務所・保健所	112	78	34
児童相談所	11	11	0
その他（支庁等）	77	18	59

※1つの施設が複数の機能を果たしている場合には、上記の順で上位の種類で集計している

○配偶者暴力相談支援センターの主な機能

- ① 相談又は相談機関の紹介
- ② カウンセリング
- ③ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ④ 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- ⑤ 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- ⑥ 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

※ 各施設ごとに、そこで果たしている機能の程度は異なります。

警察（警察官）



被害者の意思を踏まえ、配偶者の検挙、指導・警告、自衛・対応策についての情報提供などの適切な措置をとります。

配偶者暴力防止法における「自立支援」について

配偶者暴力相談 支援センター



配偶者暴力相談支援センターでは、自立して生活することを促進するため、様々な情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行います。

就業 の促進

職業紹介、職業訓練に関すること 等

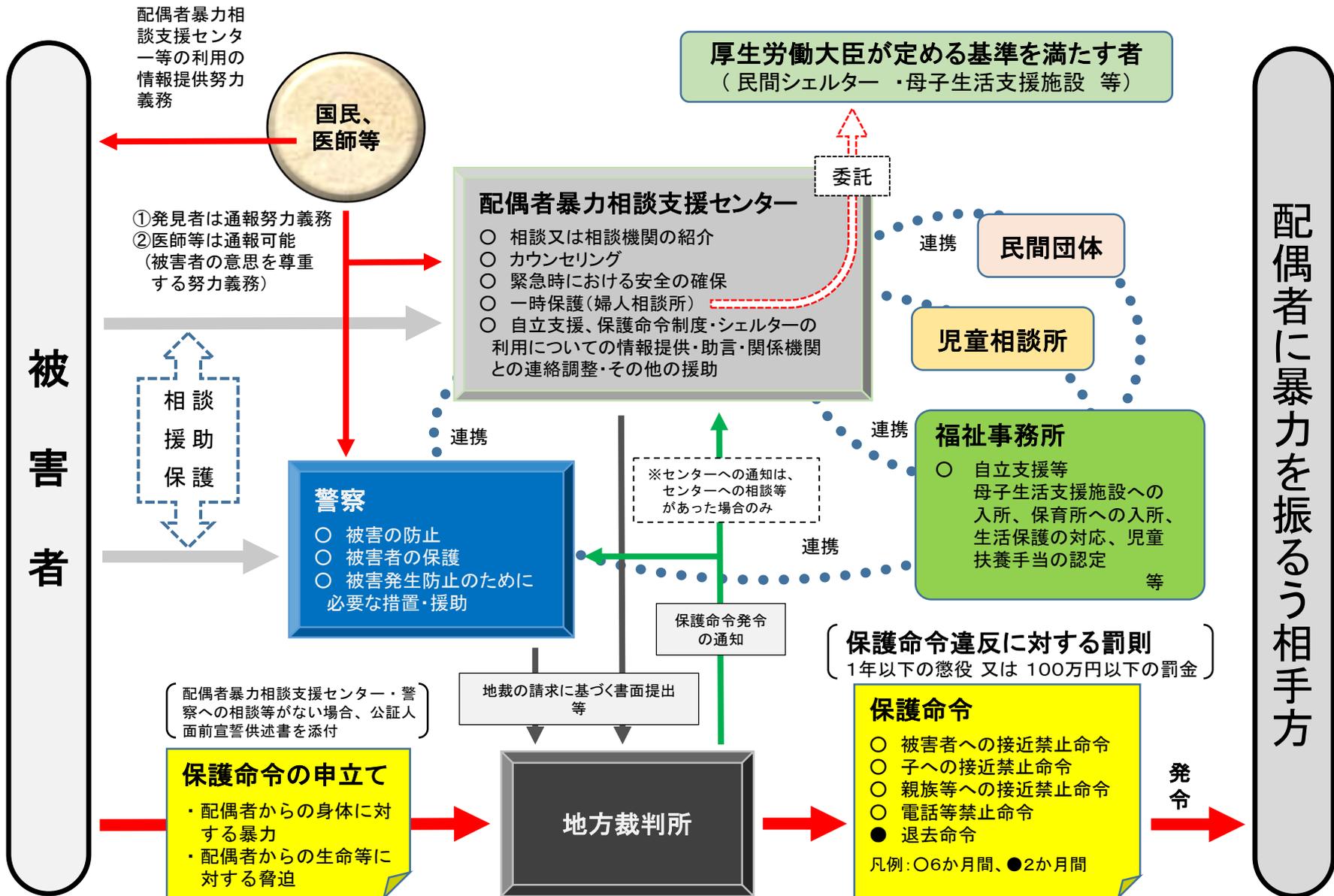
住宅 の確保

公営住宅に関すること 等

援 護

生活保護、児童扶養手当の受給に関すること 等

配偶者暴力防止法のフローチャート



配偶者暴力防止法の制定・改正経緯（概要）

法律の制定
公布：2001(H13).4月
施行：2001(H13).10月
(参)共生社会に関する調査会提出
議員立法(全会一致)

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかったこと等にかんがみ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために制定された。

⇒保護命令の制度の創設、配偶者暴力相談支援センターによる相談、一時保護 等

第1次改正
公布：2004(H16).6月
施行：2004(H16).12月
(参)共生社会に関する調査会提出
議員立法(全会一致)

- 「暴力」の定義の拡大（身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含む）
- 保護命令制度の拡充（元配偶者も命令対象とする等） 等

第2次改正
公布：2007(H19).7月
施行：2008(H20).1月
議員立法(全会一致)

- 市町村の役割の強化（基本計画の策定、支援センター設置の努力義務）
- 保護命令制度の拡充（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者で配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合も保護命令が発令されることとされた。） 等

第3次改正
公布：2013(H25).7月
施行：2014(H26).1月
議員立法(全会一致)

- 生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についてもこの法律を準用する。
- 法律名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改正

第4次改正
成立：2019(R元).6月
施行：2020(R 2).4月
児童福祉法等の一部改正に伴う改正

- DV対応と児童虐待対応との連携強化のため、DV被害者とその同伴家族の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所を明確化

配偶者暴力防止法の制定の経緯

制定経緯

- 国際的な動向、国内における立法化の声の高まりに応じ、参議院「共生社会に関する調査会」理事会の下に「女性に対する暴力に関するプロジェクトチーム」を設置し検討。調査会提出の法律とし、衆・法務委の質疑を経て、平成13年4月13日成立（議員立法、全会一致）。
- PTメンバー（当時）：（座長）（自）南野知恵子議員、（副座長）（民主）小宮山洋子議員、（公）大森礼子議員、（共）林紀子議員、（社民）三重野栄子議員、（社民）清水澄子議員、（無）堂本暁子議員、（無）高橋紀世子議員
- 平成13年10月13日施行（配偶者暴力相談支援センター等に関する部分は平成14年4月1日施行）

内容

- 保護命令の制度の創設、配偶者暴力相談支援センターによる相談、一時保護 等
- 当初は「女性に対する」配偶者からの暴力に着目して検討が開始されたが、「保護命令違反を刑罰とするにもかかわらず、罰則の対象を男性のみとすることは、憲法第14条が定める法の下での平等に抵触する」などの議論がなされ、法律に前文を設け、立法理念を明確にするとともに、男女いずれからの暴力も対象とすることで、合意が図られた。
- 通報については、「通報を契機に暴力がひどくなることもあり、被害者の自己決定権の尊重や夫婦間に第三者が介入することから派生する問題等を考えると、一律に義務付けることは問題ではないか」等の意見が出され、努力義務を規定することになった。

(参考) 「通報」及び「保護命令」の対象に、 精神的暴力や性的暴力を含めないことについて

【通報について】

通報の努力義務の対象をこのような身体に対する暴力に限定し、精神的暴力や性的暴力を含めないことにしたのは、精神的暴力や性的暴力に関することについて、夫婦以外の第三者が公的機関に通報し、その通報に基づいて公的機関が介入するようにすることは、夫婦のプライバシーの保持という面で問題なしとはしないと考えられたことによるもの。

【保護命令について】

「配偶者からの身体に対する暴力がなくても、精神的暴力や性的暴力があった場合には、幅広く保護命令を発するようにはできないか」ということが議論になったが、これに対しては、「保護命令が刑罰によって担保されていることを考慮すると、その対象となる行為を明確にすることが必要であるが、いわゆる精神的暴力や性的暴力については、その外延が不明確にならざるを得ない」という問題点が指摘された。

制定時においては、保護命令制度が、ある者が将来的に他の者を害するおそれを司法機関が判断し、個人の行動の自由を刑罰をもって予防的に制限する制度であり、その対象となる行為を明確にする必要があること等の配慮から、被害者を「身体に対する暴力」を受けた者に限定していた。

しかし、平成19年の改正で、生命・身体に対する脅迫を受けた被害者については、脅迫の時点では、身体に対する暴力を受けていなくとも、その後配偶者から身体に対する暴力を受ける一定程度の可能性が認められ、その保護の必要性が被害者等から強く求められていること等を受け、「生命等に対する脅迫」を受けた被害者についても一定の要件を充たす場合には保護命令の対象とした。

配偶者暴力防止法の改正の経緯 (第1次改正(平成16年))

経緯

- 施行後3年を目途とする検討規定に基づき、参議院「共生社会に関する調査会」の下の「DV法の見直しに関するPT」にて検討。
- 同調査会提出、衆・法務委での質疑を経て、平成16年5月27日成立(議員立法、全会一致)、平成16年12月2日施行
- PTメンバー(当時)：(座長)(自)南野知恵子議員、(副座長)(民主)神本美恵子議員、(公)山本香苗議員、(共)吉川春子議員、(社民)福島みずほ議員、(無)高橋紀世子議員

内容

- 「暴力」の定義の拡大(身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含む)
当初は「配偶者からの暴力」は身体に対する暴力に限定されていたところ、「精神的な暴力や性的暴力等もまた身体に対する暴力と同様許されないものであり、それも法律全体の「配偶者からの暴力」の定義に含めるべきである」との議論がなされ、「心身に有害な影響を及ぼす言動」も含むこととされた。
- 国による基本方針の策定及び都道府県における都道府県基本計画の策定 等
都道府県における配偶者からの暴力に係る対応にばらつきがあるという指摘があったため、各都道府県が配偶者からの暴力の問題に、より一層意欲的に取り組んでいくこととなるような仕組みが設けられないかという議論があり、都道府県による基本計画の策定が規定された。

配偶者暴力防止法の改正の経緯 (第1次改正(平成16年))

内容

- 保護命令制度の拡充
 - ・ 元配偶者も命令対象とする
離婚直後が、一連の身体に対する暴力の危険が最も高まっている時期であり、また、婚姻中に配偶者から受けた身体に対する暴力と離婚後に元配偶者から引き続き受ける身体に対する暴力は一体的に評価すべきと考えられることから、定義の拡大がなされた。
 - ・ 被害者と同居している未成年の子についても接近禁止命令の対象とする
例えば、加害者が子どもの通園先等においてその子どもを連れ去ると、結果的に、被害者は配偶者との面会を余儀なくされるという状況が考えられるが、そのような場合には、被害者への接近禁止命令が発せられていても、被害者と配偶者が物理的に接近せざるをえず、被害者に対する接近禁止命令の効果が減殺されてしまうという議論があり、接近禁止命令の対象が拡大された。
 - ・ 退去命令を2週間から2ヶ月へ延長、退去命令の再度の申し立てが可能
2週間という現行法の退去命令の期間で、再度の申し立ても認められないのでは、身辺整理、転居先の確保などを行うための期間としては十分ではないとの指摘があり、期間が2か月へ延長されるとともに、一定の条件のもとで、退去命令の再度の申し立ても認められることとなった。

配偶者暴力防止法の改正の経緯 (第2次改正(平成19年))

経緯

- 施行後3年を目途とする検討規定に基づき、各党が議論を進め(自・公「与党DV防止法見直し検討PT」(座長 南野千恵子議員、座長代理 山本香苗議員)、民主「DV防止法改正作業チーム」など)、超党派の協議により、参・法務委提出、衆・法務委での質疑を経て、平成19年7月5日成立(議員立法、全会一致)、平成20年1月11日施行
(注) 自公PTメンバー(当時) : (自) 吉野正芳議員、柴山昌彦議員、萩原誠司議員、阿部正俊議員、木村仁議員、坂本由紀子議員、
(公) 漆原良夫議員、古屋範子議員、荒木清寛議員
民主作業チームメンバー(当時) : (座長 千葉景子議員、事務局長 西村智奈美議員)
超党派協議出席議員(当時) : (自) 南野知恵子議員、(公) 古屋範子議員(山本香苗議員の代理)、(民主) 千葉景子議員、(共) 吉川春子議員、(社民) 福島みずほ議員

内容

- 市町村の役割の強化
 - ・ 基本計画の策定の努力義務化
改正前のDV防止法において、基本計画の策定は、都道府県にのみ義務付けられていたが、市町村は自立支援等において重要な役割を担っているなか、市町村によっては、その対応が十分ではないと指摘がされていた。市町村における被害者の自立支援策の充実が求められている現状にかんがみ、市町村における取組を一層促進させるため、基本計画を策定することが努力義務とされた。
 - ・ 配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務化
改正前のDV防止法において、市町村は、設置する適切な施設において、相談支援センターとしての役割を果たすことが「できる」こととされ、配偶者暴力相談支援センターを運営するかどうかは、その市町村の判断に任されていたが、被害者にとって利便性のある身近な施設としての配偶者暴力相談支援センターの重要性が指摘され、市町村における被害者保護の取組を一層進めてもらう観点から、センターの設置を努力義務に強めることとされた。

配偶者暴力防止法の改正の経緯 (第2次改正(平成19年))

内容

○ 配偶者暴力相談支援センターの長への保護命令の発令等に関する通知

改正前のDV防止法において、保護命令が発令された場合、警察にその管轄区域内に保護すべき被害者がいることを了知してもらうため、裁判所から警察に対し通知するとされていた。

被害者の安全確保については、相談支援センターが被害者に対して助言をしたり、警察等と連携して被害発生防止に努めたりする等、相談支援センターが果たす役割は非常に重要であり、また、被害者の危険は保護命令の発令直後に高まる場合が多く、相談支援センターが保護命令の発令を迅速に知る必要が高いため、保護命令が発令された場合には、申立人が相談等をしていた配偶者暴力相談支援センターに対しても通知をすることとされた。

○ 保護命令制度の拡充

・ 生命等に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令

改正前のDV防止法で、保護命令を発令することができるのは、身体に対する暴力を受けた場合に限られていた。

身体・生命に対する脅迫を受けた被害者は、脅迫の時点では、身体に対する暴力を受けていなくとも、その後配偶者から身体に対する暴力を受ける一定程度の可能性が認められることから、被害者からその生命・身体の保護の必要性が強く求められ、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者で配偶者から受ける身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい場合も保護命令が発令されることとされた。

・ 電話等禁止命令、被害者の親族等への接近禁止命令

改正前のDV防止法の保護命令により禁止される行為は、接近禁止(被害者の身辺へのつきまとい、はいかいの禁止)及び住居からの退去等であり、配偶者が被害者に物理的に接近することに限られていたが、電話等による接触が行われることによって、被害者が著しい不安を感じているケースが多く生じていた。恐怖心から被害者が配偶者の下に戻らざるを得なくなったり、要求に応じて接触せざるを得なくなることにより、生命・身体への危険が高まるということから、被害者の接近禁止命令の実効性を確保するため、一定の電話等を禁止する命令を発令することができることとされた。

また、接近禁止命令によって禁止されるのは、被害者本人への接近のほか、一定の要件の下、被害者の同居の子への接近に限定されていたが、被害者の親族等についても、その者に対する配偶者の接近により、被害者が配偶者と面会することを余儀なくされる場合が生じうることは、同居の子の場合と同様であると考えられることから、被害者の接近禁止命令の実効性を確保するため、一定の要件の下で、被害者の親族等への接近禁止命令を発令することができることとされた。

配偶者暴力防止法の改正の経緯 (第3次改正(平成25年))

経緯

- 各党における検討を踏まえ、参・内閣委提出、衆・内閣委での質疑を経て、平成25年6月26日成立(議員立法、全会一致)、平成26年1月3日施行

内容

- 適用対象の拡大(生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用することとしたもの)
改正前のDV防止法において、被害者と加害者が同居している事案については、ストーカー規制法による禁止命令の適用が難しいとされ、日時の特定期間や証拠の収集が困難な場合があることから刑法の傷害罪・暴行罪による事件化も困難なケースがあるなど、我が国の法制度上、迅速な被害者救済を図ることが難しい実情となっているという認識の下、被害者や関係団体を中心に適用対象の拡大を求める声の高まりを受けて、立案された。
- 法律名改正(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護」等に関する法律)

配偶者暴力防止法の改正の経緯 (第4次改正(令和元年))

経緯

- 平成31年に発生した児童虐待死事案の背景に夫婦間にDVがあったとの指摘を踏まえ、児童虐待防止対策の強化に向け、DV防止法の一部改正を含む児童福祉法等の一部改正法が政府により提出され、衆・参厚労委における質疑、野党法案を踏まえた与野党修正協議を経て、令和元年6月19日成立(全会一致)、令和2年4月1日施行。(ただし、一部の規定は、公布の日(令和元年6月26日)から施行)

内容

- DV対応と児童虐待対応との連携強化のため、DV被害者と同伴家族の保護を行うに当たり、適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるべき関係機関に児童相談所が含まれることを明確化。
児童虐待とDV被害が重複して発生していると思われるケースがあるため、被害の防止、救済の取組の実効性が上がるよう、DV対策と児童虐待防止対策を相互に連携協力して進めるため、法律上、明文化された。
- 児童福祉法等一部改正法(令和元年6月公布)の附則において、政府は、施行後3年を目途に、
 - ・ DV防止法における通報の対象となる配偶者からの暴力の形態、保護命令の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる
 - ・ 配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずると規定された。

DV対応と児童虐待対応の連携の取組

● 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」決定（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）

- ・ 児童相談所と婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターとの情報共有・連携体制の強化
- ・ 配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター、児童相談所等への研修の充実
- ・ 民間シェルターにおけるDV被害者と子どもへの支援実態把握、理解拡大の取組推進
- ・ 危険度判定（リスクアセスメント）及び加害者対応の在り方の検討・実証的研究による機関間連携・支援体制の充実
- ・ DV被害者支援に係る手引き・マニュアルの改訂と児童相談所等への周知徹底 など

● 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」成立（令和元年6月公布）

- ・ DV防止法の改正により、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所を明記（令和2年4月1日施行）

○ 女性に対する暴力をなくす運動（令和元年11月12～25日）

- ・ 児童虐待防止推進月間と連携し、DVと児童虐待の特性や関連性等を周知
- ・ DV対応の象徴であるパープルリボンと児童虐待対応の象徴であるオレンジリボンを組み合わせたWリボンバッジの作成
- ・ 総理と児童虐待対策及びDV対策の関係者との意見交換（11/1）



<Wリボンバッジ>

○ 関係者への研修の充実（令和元年度～）

- ・ 官民の配偶者暴力支援の関係者（配偶者暴力相談支援センター長・担当職員、相談員等）を対象とした研修（女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進事業）において、研修項目に、児童虐待の特性やそれらの関連性をテーマとした内容を加えるとともに、研修の対象として、新たに児童相談所の職員を追加して実施

○ DV対応と児童虐待対応の連携に関する相談対応事例集の作成（令和元年度事業）

- ・ 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV事案に係る児童虐待対応に関する連携状況や好事例を把握し、関係機関等に共有

○ 民間シェルターの先進的取組を推進するパイロット事業の実施（令和2年度～）

- ・ 民間シェルターがDVや児童虐待の被害者を母子一体で受け入れる体制整備や心理専門職によるメンタル面のケアなどを支援



<令和元年度ポスター>

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律 (令和元年法律第46号) 附則【抜粋(配偶者暴力防止法関係)】

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女性に対する暴力に関する専門調査会報告書 概要
「DV対策の今後の在り方」
(令和3年3月 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会)

背景

- 女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、予防と被害からの回復のための取組を推進し暴力の根絶を図ることは、国としての責務
- 児童福祉法等一部改正法(令和元年6月公布)の附則により、以下の事項について検討を加え、必要な措置を講ずることとされている。
 - ・通報の対象となるDVの形態、保護命令の申立てをすることができるDV被害者の範囲の拡大
 - ・DV加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方
- 新型コロナウイルス感染症下のDV相談件数の増加・深刻化や婦人保護事業の見直し、児童虐待対応とDV対応との連携の重要性の高まりなど近時のDV対策をめぐる動きについて、現状と課題を整理。

報告書の内容

I これまでの取組等

1 これまでの取組

- (1) DV防止法制定及び改正の経緯
- (2) 内閣府における最近の取組
 - ①民間シェルター等の先進的な取組支援 (R2.4～)
 - ②加害者プログラムの試行実施 (R2.4～)
 - ③相談窓口短縮番号化 (#8008) (R2.10～)
 - ④児童虐待対応との連携強化

2 近時のDV対策をめぐる動き

- (1) 婦人保護事業の見直し
 - ①新たな制度の構築に向けた検討
- (2) 新型コロナウイルス感染症問題下における対応
 - ①相談・支援体制の維持・充実
 - ・DV相談プラスの開設 (R2.4～)
 - ②特別定額給付金の対応

II DV対策の現状 (論点ごとの整理)

- 1 通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲
- 2 加害者更生のための指導及び支援の在り方
- 3 DV対応と児童虐待対応の連携
- 4 被害者の保護・自立支援や民間シェルターとの連携について
- 5 逃げられない/逃げないDV対応について
- 6 予防教育
- 7 その他(面会交流、被害者の多様な支援)

Ⅲ 今後の課題

DV被害者支援の更なる充実を図るため、以下の課題を指摘。

1 通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大について

- ①自由な考えや行動を繰り返しコントロールされ続けた結果、心身に不調を来たしたような場合、医師の診断書等により客観性が担保されれば、暴力による「疾病」として扱える。
- ②性的暴力は、望まない妊娠をもたらすものであり、それにより命が脅かされることは、身体的暴力と同視して同等に扱うべき。
- ③非身体的暴力については法益侵害の程度や被害者に与えるダメージは、身体的な暴力と変わるものではなく、長期間持続することにより、回復を困難にさせることから、身体的暴力と同様に扱うべき。

2 通報や保護命令の在り方について

- ①現行制度（接近禁止命令、退去命令）のみでは、得られる選択肢が少なすぎて活用しにくくなっているのではないのか。
- ②保護命令発令までの間、緊急的に暫定的な効力を有する命令の発令についても検討が求められる。

3 加害者更生のための指導及び支援の在り方について

- ①政府においては、加害者の脱暴力への更生指導につき、まずは現行法の枠内でできることに取り組むべき。
- ②加害者をプログラムに通わせることによって関与し続け、脱暴力化を促すとともに、地域においてコントロールすることには意義がある。

4 DV対応と児童虐待対応の連携について

- ①支援センターと児童相談所のどちらが先に関与することになったとしても、同じ支援が受けられるよう、DV対応と児童虐待対応の関係部署・機関の合同研修・相互研修を行うことが必要である。

5 被害者の保護・自立支援や民間シェルターとの連携について

- ①中長期的な支援には、市町村の取組強化が重要であり、市町村の支援センターの設置を更に促進する必要がある。
- ②民間支援団体を地域における支援の中に位置付け、財政的支援ができる枠組みを考えていく必要がある。

6 逃げられない/逃げないDV対応について

○逃げられないDV

- ①逃げる・逃げないを被害者に選択させる前に、まず、精神的なサポートを充実させ、本人が自分のために意思決定できる流れを作っていくことが必要。

○逃げないDV

- ①被害者が逃げることを前提とする支援は、就業継続を困難にし、支援そのものへのアクセスをためらわせる原因になり得る。現行制度に留まらず、被害者が逃げることなく安全を確保できる制度を組み入れていく必要がある。

7 予防教育

- ①DVの加害者、被害者、傍観者にならないための教育が肝要。

8 その他

- ①これまでは、被害者に気づきを促し、相談を呼び掛ける広報・啓発が主であったが、今後は、第三者がDVを見過ごさないよう呼びかけることも重要。
- ②被害者支援を行っていく上では、DV対応担当部署のみならず、他施策をより専門的に行っている部署との連携も必要。
- ③支援員の次世代育成を進め、世代交代を図りながら支援の質を上げていくためには、賃金をはじめとする待遇改善等の検討も必要。

令和3年度 配偶者暴力(DV)加害者プログラム試行実施について【概要】

経緯

- DV防止法第25条において、国及び地方公共団体は、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究の推進に努めることとされている。
- 令和元年6月に公布された児童福祉法等の一部改正法の附則において、施行後3年を目途に、配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすると規定され（附則第8条第2項）、令和4年6月を目途とした積極的な検討を求められている。

令和2年度試行実施（結果）

広島県において、自治体（県）を実施主体として地域の民間団体と連携して試行的に加害者プログラムを実施し、参加者の変化から見る成果等とともに、プログラムの位置づけ等に関する課題や今後の検討の方向性について、とりまとめを行った。

令和3年度試行実施（概要）

自治体を広島県、熊本県、長崎県の3自治体に増やし、試行的に加害者プログラムを実施する。

その中で、多機関をつなぐケースワーカーの配置等、機関同士の情報連携の在り方についても検討を進める。その検証結果等を踏まえ、地方自治体で活用可能な基礎的なガイドライン、実施団体や実施プログラムの最低基準を策定する。

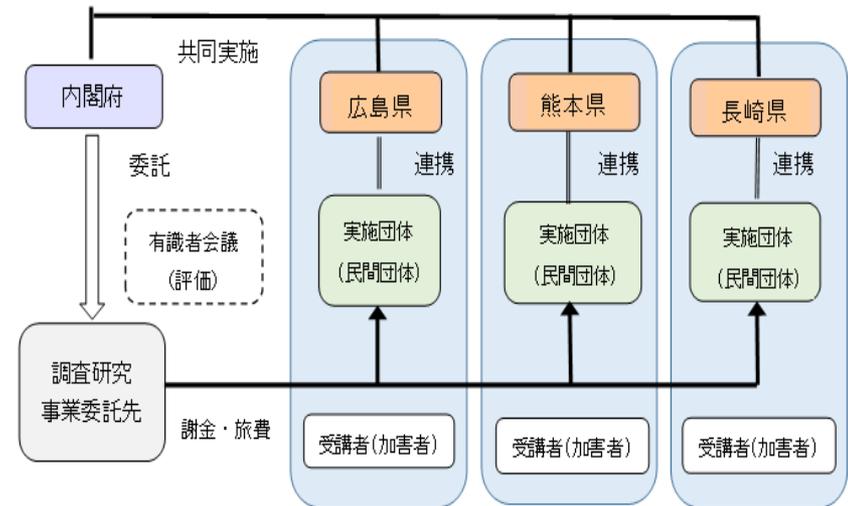
実施スケジュール（予定）

- 6月 第1回検討会
→ 試行実施の3自治体と民間団体を決定
- 9月 民間団体による事前面接を経て、プログラムを開始
- 10月 第2回検討会：実施状況の報告

令和4年

- 1月 第3回検討会：プログラムの効果検証
- 2月上旬 第4回検討会：とりまとめ

試行実施のスキーム（3自治体）



都道府県の主な業務

- ・実施団体の決定・実施内容の相談
- ・会場の確保
- ・受講者（加害者）への案内
- ・関係機関との連携・情報共有
- ・被害者支援（配暴センター等）

実施団体の主な業務

- ・受講者受付
- ・事前面接
- ・プログラム実施
- ・参加料徴収
- ・受講者アンケート